

一般会員会則

<第1章 総則>

第1条（本会則の適用範囲）

1. 本会則は、公益社団法人日本ストリートダンス教育研究所（以下、この会則において本法人とする）の定款の定める一般会員となった個人に適用されます。

第2条（一般会員）

1. 本規約を承認した上で、本法人の指定する手続きに基づいて申し込みをし、本法人が入会を承認した個人を、一般会員とします。

<第2章 入会申し込みと契約>

第3条（入会申し込み）

1. 入会を希望する者は、本法人が指定する一般会員の入会申し込み手続きに従って、入会を申し込むものとします。

第4条（入会申し込みの不承認）

1. 下記の行為があった場合、本法人は入会を承認しないことがあります。

（1）本法人に提出した書類や本法人に送信したメール等に、虚偽の記載、誤記、記入漏れがあった場合

（2）入会申し込み後、一定の期間を経過しても、会費の支払いがない場合

（3）その他、本法人が一般会員として不適切であると判断した場合

第5条（サービスの付加と年会費の加算）

1. 一般会員は、その入会后、本法人の指定する申込手続きを行うことにより、一般会員が受けられるサービスに加えて、次の各号に掲げるサービスのうち1つ又は複数を選択して受けられるものとします。

（1）ストリートダンス学校指導員に関するサービス

（2）General Steps Routines(G.S.R.)に関するサービス

（3）General Steps Routines(G.S.R.)指導員に関するサービス

2. 一般会員は、前項各号に掲げるサービスのうち、1つ又は複数のサービスを受ける場合、会費規程に定める年会費に加えて、前項各号それぞれについて本法人が指定する額を、毎年、支払うものとします。

3. 本法人は、第1項第1号のサービスを受ける一般会員をストリートダンス学校指導員会員、第1項第2号のサービスを受ける一般会員を G.S.R.会員、第1項第3号のサービスを受ける一般会員を G.S.R.指導員会員と呼ぶことがあります。

4. 第1項各号に掲げるサービスの詳細は別に定めます。

第6条（会費）

1. 本会則において、会費とは、入会金と年会費を指します。

2. 会費は、原則として、本法人が発行する請求書による前納一括払いとします。

3. 入会金と年会費の額は会費規程に定める通りとします。但し、年会費について、前条第1項各号に掲げるサービスのうち1つ又は複数のサービスを受ける場合、会費規程に定める年会費に加えて、前条第1項各号それぞれについて本法人が指定する額を、毎年、支払うものとします。

第7条（入会時の会費の納入と有効期間）

1. 一般会員に入会する者は、その入会時に入会金と年会費を支払うものとします。

2. 前項の支払いをしたことを以って、入会した日から、入会した日の属する年の翌年の3月末までの会員契約をしたものとします。

第8条（一般会員契約期間の延長）

1. 一般会員は、その契約期間を延長することを希望する場合、一般会員契約期間の満了する日の2箇月前から、一般会員契約期間の満了する日までの間に年会費を支払うものとします。

2. 前項の支払いをしたことを以って、1年間一般会員契約期間を延長するものとします。

3. 第1項について、一般会員契約期間の満了後に支払った場合、支払った日の翌年の3月末までの一般会員契約をしたものとします。

第9条（会費等の払い戻し）

1. 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとします。

第10条（変更の届け出）

1. 一般会員は、その名称、住所、連絡先等、本法人に届け出た事項に変更が生じた場合は、本法人が指定する変更手続きを行うものとします。

2. 一般会員が前項の変更手続きを行わなかったことにより被った不利益は、本法人はその責任を一切負わないものとします。

第11条（退会手続き）

1. 一般会員は、本法人所定の手続きにより、いつでも退会することができるものとします。
2. 前項について、未払いの会費等がある場合は、一般会員は退会後も、その未払い分の支払い義務を免除されることはないものとします。

第12条（会員資格の取り消し）

1. 本法人は、一般会員が次の各号のうち1つまたは複数に該当すると認めた場合、一般会員の資格を取り消すことができるものとします。
 - (1) 本法人の名誉を著しく傷つける行為、または一般会員として品格を損なう行為があったと、本法人が認めた場合
 - (2) 会費の支払いを支払期限より8箇月以上遅滞した場合
 - (3) 本会則、その他本法人の定める規則に違反した場合
 - (4) 一般会員本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受けた場合
 - (5) 公序良俗に反する行為をした場合
 - (6) その他、本法人が一般会員として不適格であると認める相当の事由があった場合

<第3章 会則の変更>

第13条（会則の変更）

1. 本会則は総会の決議により変更できるものとします。

<第4章 教育機関との契約>

第14条（教育機関との契約）

1. 第5条第1項第1号のサービスを受ける一般会員は、学校等教育機関から直接、授業や講習会等の依頼を受けた場合、当該授業や講習会等の実施前に、この旨を本法人に報告し、本法人の指示に従うものとします。

附則

第15条（施行）

1. 本会則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行します。